

# 水銀に関する条約の制定について

一般社団法人 日本電球工業会

国連環境計画（UNEP）では、水銀汚染防止に向けた国際的な水銀規制に関する新条約（以降、水銀条約という。）を制定するため、2010年から政府間交渉委員会（以降、INCという。）を定期的で開催して交渉を推進して参りましたが、このほど2013年1月13-18日にジュネーブで開催された第5回会合（INC5）で、水銀条約の条文案が合意されました。

これまで、（一社）日本電球工業会では、環境負荷低減に取り組んできており、省エネ製品の開発普及や水銀などの有害化学物質の使用削減を推進してきています。水銀条約制定に関しても賛成の立場で日本政府への情報提供やINCへのオブザーバー参加など実施して参りました。

今回の合意では、水銀を使用する製品も規制対象となり、ランプに関しては、ある一定以上の水銀量を有するもの等についての製造、輸出及び輸入を禁止する内容となっておりますが、日本電球工業会会員の製造・販売するランプに関しては、すでに自主的な水銀量削減に継続的に取り組んでいることもあり、ほぼすべてのものが規制値以下になっています。

以下に、今回、INC5で合意されたランプに関する規制内容について紹介いたします。

## 1. ランプに関する規制内容について

次に該当するランプの製造、輸出及び輸入が、2020年以降禁止となります。

また、ここに記載のない種類・用途のランプは、規制対象とはなりません。さらに、ご使用中のランプも規制対象にはなりません。

**(1) Compact fluorescent lamps (CFLs) for general lighting purposes that are < 30 watts with a mercury content exceeding 5 mg per lamp burner**

30W以下の一般照明用コンパクト蛍光ランプ（CFL）で、水銀封入量が5mgを超えるもの

\*コンパクト蛍光ランプには電球形蛍光ランプも含まれます。

**(2) Linear fluorescent lamps (LFLs) for general lighting purposes:**

**(a) Triband phosphor < 60 watts with a mercury content exceeding 5 mg per lamp:**

**(b) Halophosphate phosphor < 40 watts with a mercury content exceeding 10 mg per lamp**

一般照明用直管蛍光ランプ（LFL）で、

**(a) 60W未満の3波長蛍光体を使用したもので、水銀封入量が5mgを超えるもの**

**(b) 40W以下のカルシウムハロ蛍光体を使用したもので、水銀封入量が10mgを超えるもの**

**(3) High pressure mercury vapour lamps (HPMV) for general lighting purposes**

一般照明用の高圧水銀ランプ（HPMV）

\*メタルハライドランプや高圧ナトリウムランプなどは含まれません。

**(4) Mercury in cold cathode fluorescent lamps and external electrode fluorescent lamps (CCFL and EEFL) for electronic displays:**

**(a) short length (< 500 mm) with mercury content exceeding 3.5mg per lamp**

**(b) medium length (> 500 mm and < 1 500 mm) with mercury content exceeding 5 mg per lamp**

**(c) long length (> 1 500 mm) with mercury content exceeding 13 mg per lamp**

電子ディスプレイ用冷陰極蛍光ランプ（CCFL及びEEFL）で、

**(a) 長さが500mm以下の小サイズのもので、水銀封入量が3.5mgを超えるもの**

**(b) 長さが500mmを超え1,500mm以下の中サイズのもので、水銀封入量が5mgを超えるもの**

**(c) 長さが1,500mmを超える大サイズのもので、水銀封入量が13mgを超えるもの**

## 2. 国内ランプ業界への影響について

日本電球工業会会員各社は、ランプの水銀封入量に関するガイドライン（日本電球工業会ガイド-007「ランプの特定有害物質使用制限ガイドライン」（2011年10月14日改正））を定めて、自主的に減量化に努めて参りました。したがって、現時点では上記(1)、(2)及び(4)については、ほぼすべてのランプが水銀封入量の規制値以下になっていますので、このような内容で水銀条約が発効された場合でも、2020年以降も、引き続き製造・販売等が可能です。

ただ、上記(3)については、水銀封入量に関係なく禁止になります。これは水銀のみを封入した高圧水銀ランプが対象であり、メタルハイドランプや高圧ナトリウムランプなどは規制対象にはなりません。(3)の規制に関しては、よりランプ効率の高いメタルハイドランプ及び高圧ナトリウムランプ、更にはLED照明への切替えを促進することなどによって対応が可能です。

なお、(1)～(3)については、一般照明用が対象ですので、紫外線ランプやプロジェクター用などの特殊用途は規制対象とはなりません。

以上

なお、経済産業省ホームページ（下記 URL）でも、水銀条約に関する情報公開を実施しています。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/mercury.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html)